

亀山市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定納付受託者の名称、主たる事務所の所在地及び指定をした日

名称	主たる事務所の所在地	指定をした日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	令和7年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス	令和7年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F	令和7年4月1日
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	令和7年4月1日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	令和7年4月1日
株式会社 三十三カード	三重県四日市市幸町2番4号	令和7年4月1日
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山五丁目1番22号	令和7年4月1日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	令和7年4月1日
アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	令和7年4月1日

- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
亀山市ふるさと納税の寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで